

石川県公報

平成26年2月10日（月曜日）

号 外

（第 7 号）

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 1

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年石川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号4を次のように改める。

4 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

別表第一第四号3中「うるし」の下に「、テレヒン油」を加え、同号8中「7」を「8」に改め、同号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六号1中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号12中「11」を「14」に改め、同号中12を15とし、11を14とし、同号10中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺がん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」に改め、同号中10を13とし、13の前に次のように加える。

11 一・二・ジクロロプロパンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

12 ジクロロメタンにさらされる業務に従事したため生じた胆管がん

別表第一第七号9中「肝血管肉しゅ」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号中9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 ベリリウムにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

別表第一中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止（心臓性突然死を含む）、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む）、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

